

富山県建設工事入札参加資格審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山県（以下「県」という。）が発注する建設工事の請負契約についての競争入札に参加する者の資格審査、格付等について必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者資格審査会)

第2条 資格審査、格付等を実施するため、富山県建設工事入札参加者資格審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査会の所掌事務)

第3条 審査会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格の決定
- (2) 資格審査方法の決定
- (3) 建設工事入札参加資格審査申請があった者の資格審査及び格付の決定
- (4) その他資格審査に関する事項

(審査会の組織及び運営)

第4条 審査会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 会長 経営管理部長
 - (2) 副会長 土木部長及び農林水産部長
 - (3) 委員 土木部次長、農林水産部次長及び会長が必要と認めた者
- 2 会長は、会務を総理するものとし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 審査会は2年に1回定例審査会を開くものとし、会長が必要と認めたときは、臨時に審査会を開くことができるものとする。
- 4 審査会は、会長が招集する。
- 5 審査会は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 審査会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 7 審査会に、第3条第1号及び第2号に掲げる事項並びに専門的事項を調査、研究するため、幹事会を置く。
- 8 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。
- (1) 代表幹事 土木部次長（事務）
 - (2) 幹事 農林水産部次長（事務）、農林水産部次長（技術）、土木部次長（技術）、農林水産企画課長、農村整備課長、森林政策課長、富山農林振興センター所長、管理課長、建設技術企画課長、営繕課長、富山土木センター所長、企業局経営管理課長、警察本部会計課長、教育委員会教育企画課長及び会長が必要と認めた者

(資格審査)

第5条 審査会は、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（令和8年富山県告示第360号。以下「県告示」という。）第2条各号のいずれにも該当し、かつ、第3条第4項各号のいずれにも該当しない者については、入札参加資格を有するものと認め、次の各項目について審査し、審査結果に数値を付するものとする。

(1) 経営事項審査項目（客観的項目）

入札参加資格の有効期間の開始日の前日から起算して1年7月以内の期間に含まれる営業年度の終了日における事実に基づき許可行政庁から総合評定値の通知がなされたもの（該当するものが2以上あるときは、有効期間の開始日の前日の属する月の前月の末日に最も近い日のものとする。）による。

① 建設工事の種類別年間平均完成工事高

建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「国告示」という。）第二の一の1による。

② 自己資本の額及び平均利益額

国告示第二の一の2及び3による。

③ 経営状況

国告示第二の二による。

④ 技術力

国告示第二の三による。

⑤ その他の審査項目

国告示第二の四による。

(2) 県独自の補足的項目

① 工事实績に係る数値

ア 建設工事の種類別県工事成績

県告示第3条第5項に規定する定期受付年度（以下「定期受付年度」という。）の前4年度の第二四半期から定期受付年度の第一四半期に工事成績通知を受けた県工事（土木部又は農林水産部において発注する工事をいう。以下同じ。）の1件ごとの工事成績の平均値をもとに、別表1による。ただし、建築一式工事、電気工事及び管工事については、定期受付年度の前6年度及び定期受付年度の第一四半期に工事成績通知を受けた県工事の成績の平均値とする。

イ 建設工事の種類別県等工事表彰

定期受付年度及びその前年度における、富山県建設優良工事表彰及び富山県企業局優良工事表彰の受賞者（受賞者が共同企業体の場合にあっては、その構成員）を対象とし、受賞した建設工事の種類について別表2による。ただし、建築一式工事、電気工事及び管工事については、定期受付年度及

びその前３年度における、富山県建設優良工事表彰及び富山県企業局優良工事表彰の受賞者を対象とする。

② 技術力・経営力数値

経営事項審査に係る前号に規定する総合評定値の通知がなされたものについて、業種別の総合評定値の算出の基礎となった技術職員数をもとに、別表３による。ただし、県外に主たる営業所を有する者は対象外とする。

③ 品質管理数値

資格審査の申請日（以下「申請日」という。）において、公益財団法人日本適合性認定協会（以下「ＪＡＢ」という。）又はＪＡＢと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したＩＳＯ９００１（建設業に関連するものに限る。）を入札参加資格を得ようとする営業所において取得している者を対象とし、別表４による。

④ 地域・社会貢献数値

ア 除雪業務等の受託実績

定期受付年度の前２年度に県又は富山県内の市町村と除雪業務又は凍結防止剤散布業務に関し契約を締結した実績のある者を対象とし、別表５による。

イ 災害協定への参加

申請日において、富山県地域防災計画に基づき県と締結した次に掲げる協定に参加している者を対象とし、別表５による。

- (ア) 災害時における応急対策業務に関する基本協定
- (イ) 災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定
- (ロ) 地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定
- (ハ) 地震等による大規模な災害の発生時における建築物等の解体撤去等に関する協定
- (ニ) 地震等による大規模な災害の発生時におけるし尿の収集運搬等に関する協定
- (ホ) 県有施設の災害時における応急措置等業務に関する協定
- (ヘ) 災害時における応急対策業務に関する協定
- (ヘ) 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定
- (ヘ) 災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する協定

ウ 建設機械の保有

イの(ア)、(イ)又は(ロ)に掲げる協定に参加している者のうち、これらの協定の規定に基づき、提供することが可能な建設機械（自己所有又は１年以上のリース契約を締結しているものに限る。）を報告しているものを対象とし、別表５による。

エ 消防団協力事業所の認定

申請日において、消防団協力事業所表示制度に基づき、富山県内の市町村（消防本部を含む。）により消防団協力事業所に認定された者を対象とし、別表5による。

オ ISO14001

申請日において、JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO14001を入札参加資格を得ようとする営業所において取得している者を対象とし、別表5による。

カ エコアクション21

申請日において、エコアクション21（環境省が策定した環境マネジメントシステムをいう。）を入札参加資格を得ようとする営業所において認証取得している者を対象とし、別表5による。ただし、オに規定するISO14001を取得している者は、対象としない。

キ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出

申請日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定し、富山労働局長に届出をしている者（常時雇用する労働者の数が29人以下の者に限る。）を対象とし、別表5による。

ク 元気とやま！子育て応援企業の登録

キに規定する者のうち、申請日において県から元気とやま！子育て応援企業として登録を受け、公表されている者を対象とし、別表5による。

ケ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の届出

申請日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定し、富山労働局長に届出をしている者（常時雇用する労働者の数が100人以下の者に限る。）を対象とし、別表5による。

コ とやま女性活躍企業の認定

申請日において、「とやま女性活躍企業」認定制度実施要綱に基づき、県からとやま女性活躍企業として認定された者を対象とし、別表5による。

サ 地域・社会貢献活動等に係る表彰

定期受付年度の前2年度において、富山県内で地域・社会に貢献したと認められる活動により、国、県、市町村又は公的な団体から表彰状又は感謝状を授与された者を対象とし、別表5による。

シ 障害者の雇用

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する障害者の法定雇用義務がない者のうち、申請日において、同法第2条に規定する身体障害者、知的障害者又は精神障害者を1人以上（雇用者数の算定方法は同法施行規則第8条に規定する厚生労働大臣が定め

る様式（障害者雇用状況報告書）に準じる。）雇用しているものを対象とし、別表 5 による。

ス 保護観察対象者等の雇用

定期受付年度の前 2 年度において、協力雇用主として富山保護観察所に登録し、更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 48 条に規定する保護観察対象者又は同法第 85 条に規定する更生緊急保護を受けた者を 3 月以上雇用した者（同法第 85 条第 4 項に規定する期間において雇い入れた場合に限る。）を対象とし、別表 5 による。

セ ユースエール認定企業

申請日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条に規定する基準に適合し、富山労働局長に認定された者（常時雇用する労働者の数が 300 人以下の者に限る。）を対象とし、別表 5 による。

⑤ 信用状況数値

定期受付年度の前 2 年度において、ア又はイのいずれかに該当する事実があった場合は、次のとおりとする。

ア 書面又は口頭による警告若しくは注意及び指名停止

富山県建設工事等指名停止要領に基づく書面又は口頭による警告若しくは注意及び指名停止の措置を受けた者を対象とし、別表 6 による。なお、当該期間内にこれらの措置を 2 回以上受けた場合は、減点点数を加算する。

イ 指示又は営業の停止

国土交通大臣又は都道府県知事から、建設業法に基づき、指示を受け、又は営業の停止を命ぜられた者を対象とし、別表 6 による。

2 前項の規定により算出された数値に基づき、別表 7 により総合数値を算出する。（格付）

第 6 条 総合数値を算出したもののうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事については、申請者の数、発注工事の規模別件数等を勘案し、競争性の確保を考慮して格付を行う。

2 前項の格付は、県内に主たる営業所を有する者（以下「県内業者」という。）について、総合数値が高いものから順に、土木一式工事にあつては A、B、C 及び D の 4 等級に、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事にあつては A、B 及び C の 3 等級に分けて行うものとし、県外に主たる営業所を有する者（以下「県外業者」という。）については、県内業者の各等級の総合数値の範囲に合わせて行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、県告示第 3 条第 6 項の規定により随時に申請を受け付けた県内業者の格付については、前項に定める県外業者の例によるものとする。

（建設工事競争入札参加資格者名簿）

第7条 前2条の規定により入札参加資格を有すると認めた者については、建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載する。

2 資格者名簿は、関係室課長及び出先機関の長その他必要と認める者に送付する。

3 何人も別に定めて公表している箇所を除き、資格者名簿を一般に公開してはならない。

（共同企業体の特例）

第8条 共同企業体（特定の県工事を対象に結成されたものを除く。以下同じ。）の資格審査は、第5条及び第6条の規定に準じて行う。この場合において、第5条第1項第1号の経営事項審査項目にあつては建設工事の種類別年間平均完成工事高並びに自己資本の額及び平均利益額は各構成員の和を、経営状況は各構成員の評点の平均値を、技術力（技術職員数値及び建設工事の種類別年間平均元請完成工事高）は各構成員の和を、その他の審査項目は各構成員の評点の平均値を用いて行うものとし、同項第2号の県独自の補足的項目（⑤の信用状況数値を除く。）にあつては各構成員の点数の平均値を、同号の⑤の信用状況数値にあつては各構成員の点数のうちもっとも低いものを用いて行うものとする。

2 共同企業体のうち、その協定書において次期の定期の入札参加資格の認定時以降まで存続することが定められているものについては、合併等に関する合理的な計画が提出され、真に企業合併等に寄与すると認められる場合に限り、総合数値の10%の範囲内に相当する数値を加えて算出することができるものとする。

3 前項の規定は、同項の規定による特例の適用を希望する旨の申出をしたものについて適用するものとする。

（合併等により新たに設立された会社等の特例）

第9条 合併等により新たに設立された会社等の資格審査は、第3項の規定によるほか、第5条及び第6条の規定に準じて行う。

2 前項の合併等により新たに設立された会社等とは、次に掲げる会社等をいう。

(1) 合併により新たに会社が設立された場合における新設会社（以下「合併新設会社」という。）又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社（以下「合併存続会社」という。）

(2) 親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

(3) 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社（以下「承継譲渡会社」という。）の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社（以下「承継譲受会社」という。）

(4) 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者（以下「譲渡業者」という。）の当該営業部門の活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り

受けた建設業者（以下「譲受業者」という。）

- (5) 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割（以下「分割」という。）を行った会社（以下「分割会社」という。）の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社（以下「分割承継会社」という。）
- 3 前項各号に掲げる会社等の数値の算出方法は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 合併新設会社又は合併存続会社にあつては、第5条第1項第2号の県独自の補足的項目は、それぞれ合併前の合併当事会社を一つの会社とみなして算出する。
 - (2) 子会社、承継譲受会社、譲受業者又は分割承継会社にあつては、親会社、承継譲渡会社、譲渡業者又は分割会社からの譲り受け又は分割に係る営業部門に属する第5条第1項第2号の県独自の補足的項目は、ないものとみなして算出する。ただし、建設業法第17条の2の規定による認可を受け、許可に係る建設業の全部を譲り受けた者又は分割により建設業の全部を承継した法人等、資格審査の取扱いにおいて合併と同等とみなし得る場合にあつては、補足的項目は、親会社と子会社、承継譲渡会社と承継譲受会社、譲渡業者と譲受業者、又は分割会社と分割承継会社とを一つの会社とみなして算出する。
- 4 合併新設会社又は合併存続会社については、合併の日の前日から起算して3年を経過する日までの間、総合数値の10%の範囲内に相当する数値を加えて算出することができるものとする。
- 5 前2項の規定は、これらの規定による特例の適用を希望する旨の申出をしたものについて適用するものとする。

（官公需適格組合の特例）

第10条 官公需適格組合（以下「組合」という。）の資格審査は、第5条及び第6条の規定に準じて行う。この場合において、第5条第1項第1号の経営事項審査項目にあつては建設工事の種類別年間平均完成工事高並びに自己資本の額及び平均利益額は当該組合及び審査対象者の和を、経営状況は当該組合及び審査対象者の評点の平均値を、技術力（技術職員数値及び建設工事の種類別年間平均元請完成工事高）は当該組合及び審査対象者の和を、その他の審査項目は当該組合及び審査対象者の評点の平均値を用いて行うものとし、同項第2号の県独自の補足的項目（⑤の信用状況数値を除く。）にあつては当該組合及び審査対象者の点数の平均値を、同号の⑤の信用状況数値にあつては当該組合又は審査対象者の点数のうちもっとも低いものを用いて行うものとする。

- 2 前項の審査対象者とは、組合が次の各号に該当する者のうちから当該組合の希望工事種別ごとに指定した者をいう。この場合において、審査対象者の数は10を超えてはならないものとする。
 - (1) 当該組合の組合員であること。
 - (2) 当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人であること。

(3) 当該希望工事種別に属する工事を施工することについての建設業法第3条の規定による許可及び当該許可に係る建設業を対象とする建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けている者であること。

3 第1項の規定は、同項の規定による特例の適用を希望する旨の申出をしたものについて適用するものとする。

(建設業者としての地位を承継した相続人の特例)

第11条 建設業法第17条の3の規定による認可を受け、被相続人の建設業者としての地位を承継した相続人（以下「相続人」という。）の資格審査は、次項の規定によるほか、第5条及び第6条の規定に準じて行う。

2 前項の場合において、第5条第1項第2号の県独自の補足的項目については、被相続人と相続人とを一の建設業者とみなして算出する。

3 前項の規定は、この規定による特例の適用を希望する旨の申出をしたものについて適用するものとする。

附 則

この要領は、昭和49年2月1日から実施する。

富山県建設工事請負業者資格審査要領は廃止する。

この要領は、昭和54年4月28日から実施する。

この要領は、昭和56年4月30日から実施する。

この要領は、昭和59年4月27日から実施する。

この要領は、昭和61年4月26日から実施する。

この要領は、平成元年4月26日から実施する。

この要領は、平成4年4月3日から実施する。

この要領は、平成6年4月18日から実施する。

この要領は、平成7年4月8日から実施する。

この要領は、平成9年4月1日から実施する。ただし、第4(2)④信用状況ア及びイについては、平成10年度の定期受付から実施する。

この要領は、平成11年3月18日から実施する。

この要領は、平成13年度の入札参加資格に係る審査から実施する。

この要領は、平成14年4月1日から実施する。

この要領は、平成14年10月1日から実施する。

この要領は、平成15年度の入札参加資格に係る審査から実施する。

この要領は、平成15年4月1日から実施する。

この要領は、平成16年4月1日から実施する。ただし、第5条第1項第2号中「②ISO認証取得」、「③災害等貢献度」及び「④信用状況ウ」を加える規定並びに別表2に係る改正規定については、平成17年度の入札参加資格に係る審査から適用する。

この要領は、平成18年4月1日から実施する。ただし、第5条第1項第2号中「

①工事成績アのただし書き」及び「①工事成績イのただし書き」の規定、「③地域社会への貢献ウ、エ、オ」を加える規定並びに別表 1 及び別表 4 に係る改正規定については、平成19年度の入札参加資格に係る審査から適用する。

この要領は、平成19年度の入札参加資格に係る審査から適用する。

この要領は、平成19年度の入札参加資格に係る審査から適用する。

この要領は、平成21年度の入札参加資格に係る審査から適用し、平成20年度の入札参加資格に係る審査については、なお従前の例による。

この要領は、平成23年度の入札参加資格に係る審査から適用し、平成22年度の入札参加資格に係る審査については、なお従前の例による。

この要領は、平成25年度の入札参加資格に係る審査から適用し、平成24年度の入札参加資格に係る審査については、なお従前の例による。

この要領は、平成27年度の入札参加資格に係る審査から適用し、平成26年度の入札参加資格に係る審査については、なお従前の例による。

この要領は、平成29年度の入札参加資格に係る審査から適用し、平成28年度の入札参加資格に係る審査については、なお従前の例による。

この要領は、平成31年度の入札参加資格に係る審査から適用し、平成30年度の入札参加資格に係る審査については、なお従前の例による。

この要領は、令和 3 年度の入札参加資格に係る審査から適用し、令和 2 年度の入札参加資格に係る審査については、なお従前の例による。

この要領は、令和 5 年度の入札参加資格に係る審査から適用し、令和 4 年度の入札参加資格に係る審査については、なお従前の例による。

この要領は、令和 7 年度の入札参加資格に係る審査から適用し、令和 6 年度の入札参加資格に係る審査については、なお従前の例による。

この要領は、令和 9 年度の入札参加資格に係る審査から適用し、令和 8 年度の入札参加資格に係る審査については、なお従前の例による。